

別紙 家庭的保育事業及び小規模保育事業の認可基準について

※ 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第25号）及び規則（平成26年那須塩原市規則第25号）より

I 家庭的保育事業（定員5人以下）

1 設備の基準

- 専用の部屋（1室当たり9.9㎡）
※預かり人数が3人を超えた場合は、1人当たり3.3㎡を加える
- 調理設備、便所
- 屋外遊戯場（2歳以上について、1人当たり3.3㎡）
- 火災報知器及び消火器の設置

2 職員の基準

- 配置が必要な職員
家庭的保育者（市の研修を受けた保育士等）（1人）、嘱託医（1人以上）、調理員（1人以上）
※家庭的保育補助者（市の研修を受けた者）の配置は任意
- 配置基準
家庭的保育者1人に対し、児童3人まで
※家庭的保育補助者1人を配置した場合は、児童5人まで

3 保育時間

1日8時間を原則として、保護者の労働時間等を勘案して事業者が設定する。

4 保育内容

保育所保育指針に準じる

II 小規模保育事業（定員6人～19人）

1 設備の基準（A型・B型同様）

- 0、1歳児を預かる場合
 - 乳児室又はほふく室（1人当たり3.3㎡）
 - 調理設備及び便所
 - 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備付
- 2歳以上児を預かる場合
 - 保育室又は遊戯室（1人当たり1.98㎡）、屋外遊戯場（1人当たり3.3㎡）
 - 調理設備及び便所
 - 保育室には、保育に必要な用具を備付

※2階以上に保育室等を設ける場合には、一定の要件あり

2 職員の基準（A型・B型で異なる）

- 配置が必要な職員
 - A型
保育従事者は全て保育士、嘱託医（1人以上）、調理員（1人以上）
 - B型
保育従事者（半数以上が保育士、無資格者は市の研修が要件）、嘱託医（1人以上）、調理員（1人以上）
- 保育従事者の配置基準（以下の基準+1人）
0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳以上児 30：1
※ 保健師又は看護師1人に限り保育士とみなすことができる。

3 保育時間（A型・B型同様）

1日8時間を原則として、保護者の労働時間等を勘案して事業者が設定する。

4 保育内容（A型・B型同様）

保育所保育指針に準じる